

## (附) 市町村等による森林の整備の推進

### 1 市町村森林整備計画

#### (1) 市町村森林整備計画とは

市町村がたてる市町村森林整備計画は、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する規範等が定められています。

森林所有者等は、市町村森林整備計画に従った適切な施業を行うことが必要であり、「伐採及び伐採後の造林の届出」や「森林経営計画」に基づく施業は、この市町村森林整備計画に適合して実施する必要があります。

#### (2) 市町村森林整備計画の意義と目的

森林は、地域独自の景観を形成しているほか、水源の<sup>かん</sup>涵養や土砂流出の抑制、防風や気候の緩和等のはたらきにより生活環境を保全するなど、地域住民の生活に大きな関わりを持っています。また、環境にやさしい素材である木材を生産する場として、林業・林産業の基盤となるものです。

このような地域の大切な資源である森林は、地域にもっとも身近な行政主体である市町村が、住民のニーズや森林所有者の意向、森林の現況など、地域の実情に即して整備・管理していくことが必要です。

このため、市町村は森林の整備及び保全に関するマスタープランとして市町村森林整備計画を策定し、これに基づいて森林所有者等に対する指導を行うとともに、地域住民等の理解と協力を得ながら、道や林業関係者等と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することとしています。

#### (3) 市町村森林整備計画書の内容

市町村森林整備計画には、森林法第10条の5及び、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定により、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等が示されています。

具体的には以下の事項に係る内容が記載されています。

##### 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

##### 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

第2 造林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

##### 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防・火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 森林の保健機能の増進に関する事項

その他森林の整備のために必要な事項

## (4) 地域森林計画との適合

市町村森林整備計画は、その内容が森林計画区を単位とした森林整備の目標とかけ離れてはならないことや、林業従事者の養成・確保等、市町村がその区域を超えて相互に調整を図るべき事項があることから、計画の策定にあたっては知事と協議を行い、地域森林計画との適合性を確保するようにしています。

なお、地域森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域の基準や各指針等は次のとおりとなっており、これを基に市町村森林整備計画において、森林の区域や具体的な基準が示されています。

適合性を確保する計画事項	地域森林計画の記載事項
森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 立木の標準伐期齢に関する指針
造林に関する事項	人工造林の対象樹種に関する指針 人工造林の標準的な方法に関する指針 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 保育の標準的な方法に関する指針
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
森林の保健機能の増進に関する事項	保健機能森林の区域の基準 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

## 2 森林経営計画

### (1) 森林経営計画とは

森林経営計画は、森林所有者等の皆さんが所有又は経営を受託している森林について、単独又は共同で自発的に作成する伐採、造林、保育等の森林施業に関する実施計画です。作成する計画は、市町村長（対象とする森林の所在地が2以上の市町村にわたる場合は（総合）振興局長、2以上の（総合）振興局にわたる場合は知事）の認定を受けることができ、市町村が策定する市町村森林整備計画に適合した森林施業が進められるよう、森林の区分ごとに設けられている基準に合致していること等が認定の要件になっています。

森林の施業が森林経営計画に基づき計画的に行われることは、市町村森林整備計画等の達成が図られるばかりでなく、地域での森林施業の協業化や林業労務の安定化につながり、地域林業の振興に大きく寄与することが期待できます。

このように、森林経営計画を作成する意義は極めて大きいことから、市町村長等は計画を作成、実行しようとする森林所有者等に対して必要な助言、指導、資料の提供等の支援を行うこととしています。また、認定された計画に従って施業を行うと、国の助成の対象となるほか、税制上の特例措置や、日本政策金融公庫融資などの支援措置を受けることができます。

【主な認定基準】

区分	施業方法	主伐林齢	皆伐面積（1伐区あたり）
水源 <sup>かん</sup> 涵養林	単層林施業	標準伐期齢 + 10 年以上	20ha 以内
山地災害防止林 保健・文化機能等維持林 生活環境保全林	複層林施業【択伐・帯状等】	標準伐期齢以上	
	長伐期施業	標準伐期齢 × おおむね 2 倍以上	20ha 以内
木材等生産林	単層林施業	標準伐期齢以上	20ha 以内

（２）森林経営計画の認定と計画に基づく施業の実施

森林経営計画の認定を受けるためには、具体的な森林施業の計画を記載した森林経営計画書を作成し、森林が所在する市町村長等に認定の請求を行う必要があります。認定請求を受けた市町村長等は認定基準に基づき 20 日（（総合）振興局長、知事は 30 日）以内に審査を行い、認定の可否を決定します。認定となったときには認定請求者に書面で通知されます。

認定を受けた森林所有者等は、その計画に基づいて施業を実施します。計画したとおり実行できない場合には、あらかじめ計画を変更して認定を受けることになります。

なお、計画を遵守していない場合には、認定の取り消しを受けることがあるので注意が必要です。

また、立木の伐採・譲渡または造林した場合には、その実施状況について市町村長等へ届け出る必要があります。

森林経営計画をたてるには

詳しい内容を知りたい方や計画をたてたい方は、市町村役場、各（総合）振興局林務課又は森林室の森林計画担当窓口にご相談ください。

所有森林が遠方にあるときや、林業経営が初めての場合には、森林がある地元の森林組合に計画の作成を依頼することもできます。

